

公益財団法人 日本国際交流センター
寄付金等取扱規則

(目的)

第 1 条 この規則は、定款第 7 条第4項の規定に基づき公益財団法人日本国際交流センター(以下「本センター」という。)が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員規則との関係)

第 2 条 会員が支払う会費はここで定めた寄付金として扱い、その他会員に関する事項は会員規則によるものとする。

(定義等)

第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)一般寄付金 個人又は団体から使途の特定がなされずに受領する寄付金

(2)特別寄付金 広く一般社会に、本センターが使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金

(3)特定寄付金 前号のほか、個人又は団体から使途の特定がなされて受領する寄付金で、(ア)公益目的事業のうち特定の事業への寄付金、または、(イ)法人の管理運営に対する寄付金とする。

2 この規則における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄付金の募集及び使途)

第 4 条 本センターは常時一般寄付金を募ることができる。

2 一般寄付金は、定款第4条に定める公益目的事業に使用するほか、本センターの運営上必要な範囲で管理費に使用することができる。ただし、その場合であっても寄付金額の 20 %以上は公益目的事業に使用することとする。

3 寄付者の書面による寄付申込の付帯事項として、上記割合以外の使途目的の指定があった時は、上記第 2 項の限りではない。

(特別寄付金の募集及び用途)

第 5 条 特別寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「募金目論見書」という)を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特別寄付金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条第1項の公益目的事業のうち特定の事業に使用することとして資金用途を具体的に定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の 30 %以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第 6 条 特別寄付金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄付した者へは事後に交付することができる。

(募金に係る結果の報告)

第 7 条 本センターは、特別寄付金の募集期間終了後速やかに寄付金総額、用途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 本センターは、特別寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特定寄付金の募集及び用途)

第 8 条 本センターは、常時特定寄付金を募ることができる。

2 前項の寄付金については、全額を寄付者の特定した用途に使用する。

(受入基準)

第 9 条 寄付金下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄付金を辞退しなければならない。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄付により、特別の利益を受ける場

合

- (2) 寄付者とその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄付金の受け入れに起因して、本センターが著しく資金負担が生ずる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、本センターの業務の遂行上支障があると認められるもの及び本センターが受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(受領書等の送付)

第 10 条 寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び当該寄付金にかかわる第5条第1項による募金目論見書を寄付者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、本センターの事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第 11 条 本センターが受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第 12 条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

- 1 この規則は、公益財団法人日本国際交流センターの設立の登記の日から施行する。
- 2 この規則の一部を改正し、平成 27 年 6 月 19 日から実施する。(平成 27 年 5 月 25 日理事会議決)